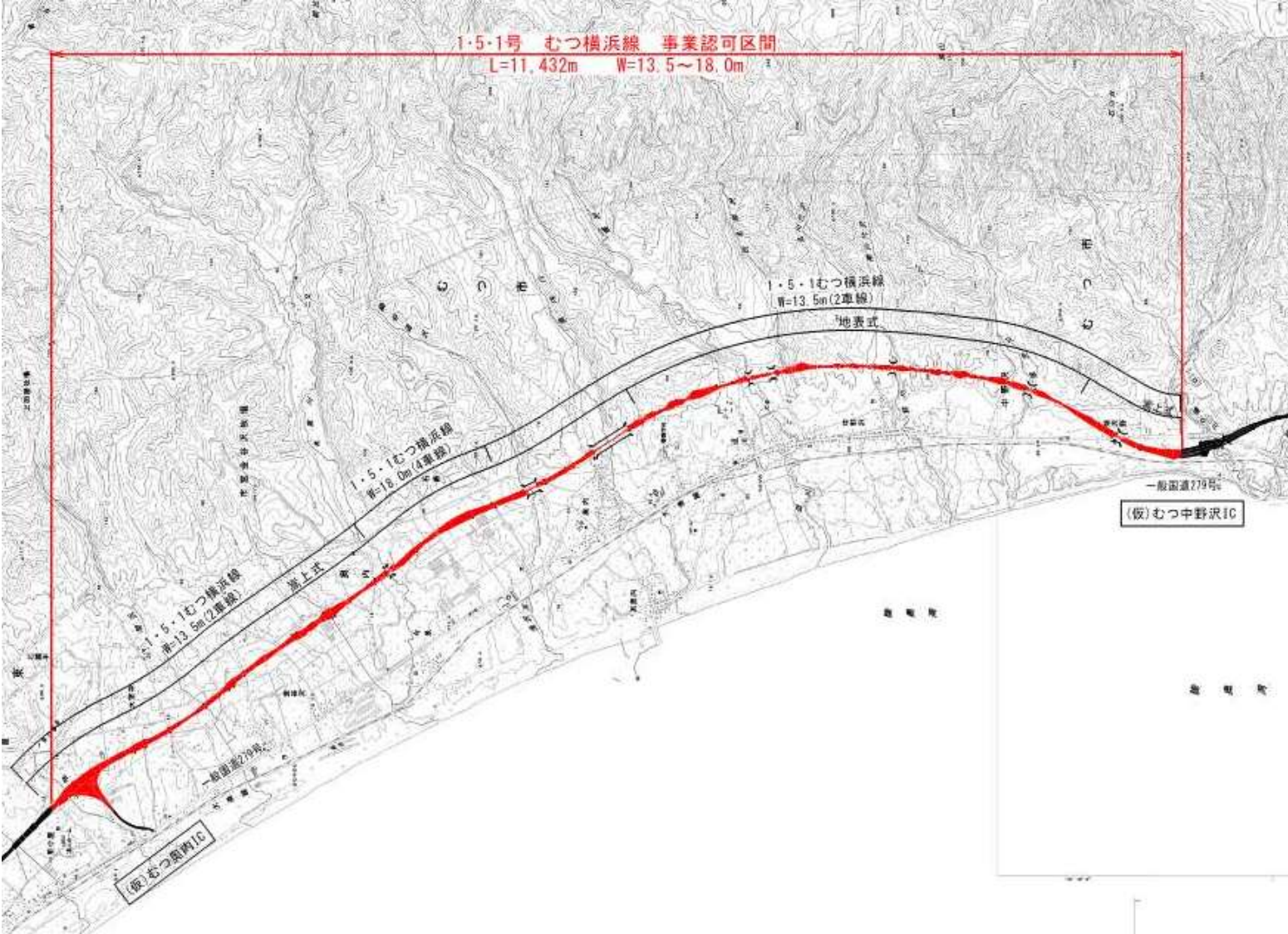


お知らせ

一・五・一号むつ横浜線都市計画道路事業は、次の事業地で施行されますが、同事業地内における土地及び、これに定着する建築物、その他の工作物（以下、土地建物等という）の有償譲渡については、次の制限がありますので留意してください

1. 都市計画事業の種類及び名称
都市計画道路事業（一・五・一号むつ横浜線）
2. 施行者の名称
青森県
3. 事務所の所在地
青森市長島一丁目の一
4. 事業の所在地
青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、字金谷沢、字今泉、字迎関、字高館、字浅沢、字曲久保、字鍋谷道、字釜谷道、字館ノ下、字小渡、字沢ノ下、字栖立場、字品ノ木、字近川、大字中野沢字穴明窪、字上山道、字中田道、字高梨子川代、字上田、字畑沢野地内
5. 制限の内容
(1) 令和七年九月二十六日から起算して十日を経過した後
に、土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、次の項を書面（様式は、青森県県土整備部道路課または、青森県下北県土整備事務所、むつ市役所にあります）で施行者に届出なければなりません。
イ、譲り渡そうとする土地建物等
ロ、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これの時価を基準として見積もった額）
ハ、譲り渡そうとする相手方
ニ、土地建物等の存する所有権以外の権利の種類及び内容並びにその権利を有する者の氏名及び住所
(2) (1) の届出があった後三十日以内に、施行者が届出者に対し、その土地建物等を買収取るべき旨の通知をしたときは、施行者と届出をした者との間で届出の予定対価で売買が成立したことになります。
(3) 届出から三十日以内（その期間内に施行者が、その土地建物等を買収取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）は、その土地建物等を譲り渡し
てはなりません。



令和七年九月二十五日
事業施行者 青森県

お知らせ

起業者青森県が皆さまの御協力により進めておりますむつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線（奥内バイパス工区）については、都市計画法第七十条の規定により、令和七年九月二十五日になされました都市計画事業の認可の告示をもって、土地収用法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があったものとみなされますので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせします。

記

一 事業の認定の告示があったものとみなされる土地

●収用の部分 青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、字金谷沢、字今泉、字迎関、字高館、字浅沢、字曲久保、字鍋谷道、字金谷道、字館ノ下、字小渡、字沢ノ下、字栖立場、字品ノ木、字近川、大字中野沢字穴明窪、字上山道、字中田道、字高梨子川代、字上田、字畑沢野地内

●使用の部分 青森県むつ市大字田名部字赤川ノ内並木、大字奥内字大室平、字金谷沢、字今泉、字迎関、字高館、字浅沢、字曲久保、字鍋谷道、字金谷道、字小渡、字沢ノ下、字近川、大字中野沢字穴明窪、字上山道、字中田道、字上田、字畑沢野地内

（注）この土地を表示する図面は、むつ市役所まちづくり推進部都市計画課でご覧ください。

二 土地価格の固定について

前記一の土地については、事業の認定の告示があったものとみなされる日をもって土地価格が固定されることになります。（ただし、この日から、一年以内に収用又は使用の裁決の申請がなされなかったときは、一年を経過した時点で新たに事業の認定の告示があったものとみなされます。）

三 関係人の制限について

事業の認定の告示があったものとみなされる日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

四 損失補償の制限について

事業の認定の告示があったものとみなされる日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築又は増改築等するときは、あらかじめ青森県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

五 裁決申請の請求について

裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。

六 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

七 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接青森県収用委員会あてにすることができます。

八 パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるとき補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は青森県下北県土整備事務所用地課又はむつ市役所まちづくり推進部都市計画課においでください配布いたします。

九 その他

その他不明な点については、下記連絡先に御照会ください。

起業者の名称	青森県
連絡先	青森県下北県土整備事務所用地課
住所	〒〇三五―〇〇七三 青森県むつ市中央一丁目一番八号
電話	〇一七五―二二―一二三一（直通）
FAX	〇一七五―二二―九五四〇